（就業条件の明示の方法等）

第二十六条　法第三十四条第一項及び第二項の規定による明示は、当該規定により明示すべき事項を次のいずれかの方法により明示することにより行わなければならない。ただし、同条第一項の規定による明示にあつては、労働者派遣の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一　（略）

二　次のいずれかの方法によることを当該派遣労働者が希望した場合における当該方法

イ　（略）

ロ　電子メール等の送信の方法

2・3　（略）

（派遣可能期間の延長に係る意見の聴取）

第三十三条の三　（略）

2　前項の過半数代表者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第一号に該当する者がいない事業所等にあつては、過半数代表者は第二号に該当する者とする。

一　（略）

二　法第四十条の二第四項の規定により意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の民主的な方法による手続により選出された者であつて、派遣先の意向に基づき選出されたものでないこと。

3・4　（略）

5　派遣先は、過半数代表者が法第四十条の二第四項の規定による意見の聴取に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○農林水産省令第七十八号

森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）及び森林経営管理法施行令（平成三十年政令第三百二十号）の規定に基づき、森林経営管理法施行規則を次のように定める。

平成三十年十二月十九日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**

森林経営管理法施行規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、森林経営管理法（以下「法」という。）及び森林経営管理法施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（経営管理権集積計画に定めるべき事項）

第二条　法第四条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項を除く。）とする。

（経営管理意向調査）

第三条　法第五条の規定による経営管理意向調査は、次に掲げる事項について、書面により行うものとする。

一　当該集積計画対象森林についての経営管理の現況

二　当該集積計画対象森林についての経営管理の見通し

三　その他参考となるべき事項

（経営管理権集積計画の作成の申出）

第四条　法第六条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。

一　申出者の氏名又は名称及び住所

二　当該申出に係る森林の所在、地番、地目及び面積

三　当該申出に係る森林についての経営管理の現況

四　その他参考となるべき事項

2　前項の申出書には、申出者が当該申出に係る森林の森林所有者であることを証する書類を添付するものとする。

（経営管理権集積計画の公告）

第五条　法第七条第一項の規定による公告は、経営管理権集積計画を定めた旨及び当該経営管理権集積計画について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（経営管理権の効力が及ばない森林所有者）

第六条　法第七条第三項の農林水産省令で定める者は、国及び次に掲げる事由により法第七条第一項の規定による公告（以下この条において単に「公告」という。）の後において当該経営管理権に係る森林の森林所有者となつた者とする。

一　公告の前にされた差押え又は仮差押えの執行に係る国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分（その例による滞納処分を含むものとし、以下この条において単に「滞納処分」という。）又は強制執行

（就業条件の明示の方法等）

第二十六条　法第三十四条第一項及び第二項の規定による明示は、当該規定により明示すべき事項を次のいずれかの方法により明示することにより行わなければならない。ただし、同条第一項の規定による明示にあつては、労働者派遣の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一　（略）

二　次のいずれかの方法によることを当該派遣労働者が希望した場合における当該方法

イ　（略）

ロ　電子メールの送信の方法

2・3　（略）

（派遣可能期間の延長に係る意見の聴取）

第三十三条の三　（略）

2　前項の過半数代表者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第一号に該当する者がいない事業所等にあつては、過半数代表者は第二号に該当する者とする。

一　（略）

二　法第四十条の二第四項の規定により意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の民主的な方法による手続により選出された者であること。

3・4　（略）

（新設）